

様式第4（第4条第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）  
提供する電気通信役務

電 気 通 信 役 務 の 種 類		提供する役務
1	加入電話	
2	総合デジタル通信サービス（中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。）	
3	中継電話（国際電話等であるものを除く。）	
4	国際電話等	
	国際電話 国際総合デジタル通信サービス	
5	公衆電話	
6	携帯電話	
	三・九世代移動通信システムを使用するもの 三・九世代移動通信システムを使用するもの以外のもの	
7	PHS	
8	IP電話	
	当該IP電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの 当該IP電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの以外のもの	
9	FMCサービス	
10	インターネット接続サービス（携帯電話・PHS端末インターネット接続サービスであるものを除く。）	
11	FTTHアクセスサービス	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの
		共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの
12	DSLアクセスサービス	
13	FWAアクセスサービス	
14	CATVアクセスサービス	
15	携帯電話・PHS端末インターネット接続サービス（三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービスであるものを除く。）	
16	携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービス（三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービスであるものを除く。）	
17	三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービス	
18	三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービス	
19	フレームリレーサービス	
20	ATM交換サービス	
21	公衆無線LANアクセスサービス	
22	BWAアクセスサービス	
23	IP-VPNサービス	
24	広域イーサネットサービス	
25	専用役務	
	国内電気通信役務であるもの 国際電気通信役務であるもの	
26	上記1から25までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	
27	インターネット関連サービス（IP電話を除く。）	
28	電報	
	受付及び配達の業務を行う場合 受付及び配達の業務を行わない場合	
29	上記1から28までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

※ 提供する電気通信役務の種類について、右の欄に「○」を記入して下さい。